

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育員会教育長)

地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大に伴う短期組合員の資格関係手続及び被扶養者の認定取消事務等について（通知）

このことについて、令和4年7月22日付け公共鹿第457号「地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大等について（通知）」により、非常勤職員及び臨時的任用職員等のうち要件を満たす者が、令和4年10月1日から公立学校共済組合の「短期組合員」となる旨を通知したところです。

**短期組合員に係る**資格関係手続及び被扶養者の認定取消事務等については、下記のとおりですので、遺漏のないようお願いします。

#### 記

#### 1 短期組合員資格関係手続について

- (1) 資格取得(令和4年10月1日に協会けんぽから移行する者を含む)については、次の書類を提出してください。

ア 短期組合員資格取得届〔整理番号2-1〕※新設

イ 雇用期間、就労時間、賃金等、任用制度がわかるものの写し（採用に関する「辞令」、 「雇用通知書」等）

新たに短期組合員となる非常勤職員には組合員証番号を当支部で付番しますので、資格関係手続等に係る様式の組合員番号欄は未記入で構いません（当支部では「0」から始まる6桁の番号を付番します。）。

また、短期組合員となる非常勤職員の各種申請等については、当該付番された番号を使用してください。

なお、将来的に再度、非常勤職員として当支部の短期組合員となった場合には、初回に付番された0から始まる組合員番号を使用しますので、当該番号については短期組合員本人も把握しておいていただきますようお願いします。

※ 資格取得要件については、令和4年7月22日付け公共鹿第457号「地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大等について（通知）」を参照してください。

※ **臨時的任用職員**のうち令和4年10月1日より前に資格を有しており、令和4年10月1日以降も引き続き任用がある者は**短期組合員資格関係手続は必要ありません**。現在交付されている組合員証等をそのまま使用してください。

※ 市町村教育委員会で採用されている非常勤職員等については、学校で勤務していても公立学校共済組合の短期組合員ではなく、**市町村職員共済組合の加入となる場合があります**。不明な場合は任命権者へ確認するようにしてください。

(2) 退職関係手続については、次の書類を提出してください。

ア 短期組合員が退職するとき

(ア) 短期組合員退職届書〔整理番号3-4〕※新設

(イ) 返納する組合員証等

イ 退職日の翌日から正規職員や再任用フルタイム職員等になり、組合員種別が変更になったとき(「短期組合員」から「一般組合員」への変更)

(ア) 組合員資格取得・転入届〔整理番号2〕

(イ) 年金加入期間報告書〔整理番号6〕

(ウ) 返納する組合員証等 (組合員証が番号変更になるため)

※ (ア)～(ウ)の書類は、**新しい所属所から提出してください**。

(3) 所属所・任用形態変更報告関係手続とは、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用形態が変更になったり、所属所異動等が生じたりした場合に必要な手続です。このような場合は、次の書類を提出してください。

ア「短期組合員所属所・任用形態等変更報告書〔整理番号3-3〕」※新設

※ アの書類は**新しい所属所から提出してください**。

また、任用形態の変更に伴い、組合員証の番号変更が生じた際は、**旧組合員証**を併せて返納してください。

なお、任用形態が臨時的任用職員のまま所属所を異動する場合で、給与支給区分が変更になる場合は組合員番号が変更になりますので、報告が必要です。

2 被扶養者の認定取消事務について

短期組合員に被扶養者がいる場合の手続には、従前と変更点はありませんので「共済のしおり」のとおり手続をしてください。給与条例上の扶養親族でない(扶養手当の受給対象とならない)者を認定する場合は、特別認定の手続が必要となりますので注意してください。

3 任意継続組合員制度の加入要件に係る経過措置について

任意継続組合員制度は、組合員期間(前に加入していた任意継続組合員期間を除く。)が退職日まで引き続き1年と1日以上ある場合、申出により最長2年間加入することができます。

令和4年10月前から任用されている非常勤職員(健康保険の被保険者)が、令和4年10月1日に短期組合員となった場合、経過措置として、従前の健康保険の被保険者であった期間と短期組合員期間を通算して退職日まで引き続き1年と1日以上あるときは、任意継続組合員制度へ加入することができます。

4 掛金等について

短期組合員は、短期給付及び介護保険に係る掛金及び負担金を、月単位で徴収(介護保険は40歳以上65歳未満の者のみ徴収)します。

組合員となった月は、月の途中で組合員となった場合でも、1か月分を徴収します。  
資格を喪失した月は徴収しません（注）。ただし、資格喪失日は退職日の翌日になりますので、月末に退職した場合は、退職月の掛金等を徴収します。

なお、組合員となった日と資格喪失日が同じ月の場合は、その月の掛金等を徴収します。  
また、40歳以上65歳未満の組合員（介護保険の第2号被保険者）は、40歳の誕生日の前日が属する月から65歳の誕生日の前日が属する月の前月まで、介護保険の掛金等を徴収します。

（注）期末勤勉手当等の支給月に退職した場合は、期末勤勉手当等に係る掛金等を徴収する場合があります。

## 5 短期組合員に係る福祉事業について

### (1) 貸付事業

組合員が臨時に資金が必要になったときに貸付を行う事業です。短期組合員に対しては、下記の貸付種別が適用されます。ただし、貸付申込日時時点で組合員期間が6月未満の組合員には貸付けを行うことはできません。

貸付種別	利 率
特 別	1. 3 2 %
高額医療	無利息
出 産	無利息

#### 〈特別貸付け〉

短期組合員が臨時に資金を必要とする場合に貸付けができます。

貸付限度額： $\text{給料月額} \times 3 / 10 \times \text{残任期月数}$

- ※ 金額が200万円を超えるときは200万円が限度額。
- ※ 残任期月数とは、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数。

#### 〈高額医療貸付け〉

短期組合員が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのために資金を必要とする場合に貸付けができます。

貸付限度額：高額療養費相当額

- ※ 貸付金額は1,000円を単位とし、限度額の範囲内とします。
- ※ 償還方法は当共済組合が支給する高額療養費等から控除します。

#### 〈出産貸付け〉

短期組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合に貸付けができます。

貸付限度額：出産費又は家族出産費相当額

- ※ 貸付金額は1,000円を単位とし、限度額の範囲内とします。
- ※ 償還方法は当共済組合が支給する出産費等から控除します。

(2) 保健事業

組合員及びその被扶養者の福祉の増進に資するため、次のような事業を行っています。

保健事業(厚生事業)
人間ドック，特定健康診査・特定保健指導，各種講座，ウォーキンググランプリ，鹿児島宿泊所各種利用補助（宿泊，結婚式場，会食等，慶事・法事）事業，山の家・海の家利用補助事業，福祉保険制度，アイリスプラン，カップリングパーティー，相談事業ほか

※ 留意点

- ・ 募集時期，実施時期，対象年齢が決まっている事業があるため，通知等で事業概要を確認してください。
- ・ 人間ドック等は受診日時点で組合員資格を有する者が対象となります(資格喪失後に誤って受診した場合，共済負担額の返納が必要となる場合があります。)
- ・ 鹿児島宿泊所は，県の新型コロナウイルス感染症対策の取組に協力し，館内サービスを休止しているため，当分の間，結婚式場利用補助は利用できません（会食等利用補助，慶事・法事利用補助はテイクアウトで利用できます。）。  
なお，宿泊利用補助については，代替施設のホテル自治会館で利用することができます。

6 適用年月日

令和4年10月1日

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部  
(資格担当) 年金給付係 東  
(被扶養者担当) 年金給付係 山下・上園  
(任継担当) 福利係 若松・東條  
(保健事業担当) 福利係 上酔尾  
(貸付事業担当) 厚生係 森下  
電 話 099-286-5206  
F A X 099-286-5663

\* 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：  
「B-7-2 (共済組合)」